

情 個 審 答 申 第 6 号
令和7年（2025年）8月1日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）6月28日付け、南総企発第246号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

市道〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連する資料等に関する文書等開示請求拒否（不存在）決定及び文書等開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

- 1 熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否（不存在）決定は妥当である（第2の1に掲げる請求文書①関連）。
- 2 実施機関は、審査請求人が行った文書等開示請求の対象文書として、令和4年9月28日に南区土木センター維持課が起案した「9月13日南区土木センター打合せ内容などについて（回答）」の文書を追加して特定し、更に該当するものがあれば、これを追加して特定し、開示決定等をすべきである（第2の1に掲げる請求文書②関連）。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）10月27日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、市道〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連して、①側溝横の工法の盛土工法以外の案の検討内容、設計内容、各用地買収面積の算定関係の全資料（以下「請求文書①」という。）及び②市が「損害賠償はしない」と判断した関係全資料（以下「請求文書②」という。）の文書等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年11月21日、実施機関は、請求文書①について、工法検討に係る資料は存在するものの、当該資料は職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料のため、保有している文書に該当しないとして、文書等の不存在を理由とする文書等開示請求拒否決定（以下「本件処分①」という。）を行い、請求文書②について文書等開示決定（以下「本件処分②」という。）を行った。
- 3 同月27日、審査請求人は、本件処分①の取消し及び本件処分②で開示された文書以外の文書等の開示を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 本件処分①について
 - ア 工法検討を個人的なメモですることとはあり得ない。工法検討に当たっては、図面、構造計算書、経費比較のための積算書、用地買収面積算定書等が必要であるはずである。
 - イ 工法検討は終わり測量を行い用地買収面積も確定段階であるにもかかわらず、

検討段階中との判断は誤判断である。

ウ 業者に依頼して作成した文書は組織で保有しないのか。組織で保有しないということは、担当職員が独断で勝手に業者に依頼して作成した文書なのか。

エ 工法検討について個人のパソコンに保存させることは大問題である。

オ 上司の指示により作成したものであるなら尚更、職務上公務で使用するのためのものである。現在、その工法検討データに基づき用地交渉を行っているのではないか。

(2) 本件処分②について

ア 「市の総意で賠償請求に対応しない」との結論だったが、市長名で対外的に文書を発送するには最低でも起案して決裁になった資料はあるはずである。

イ 市長名の文書で「市の総意で賠償請求には対応しない」と説明している。市長名で文書を発送する場合には、起案書又は決裁書、発送伺い書等の文書が存在しないのはあり得ない。

ウ 実施機関は、本件開示請求の記載内容からは、決定時点において決裁文書等が含まれていると判断できるものではなく、本件処分②の後、改めて審査請求人が当該決裁文書等を特定したうえで開示請求を行ったため、既に開示を行っている旨弁明しているが、これは、令和4年（2022年）9月29日付けの文書のみに該当するもので、同年4月12日付け南土発第26号、同月14日付け南土発第34号、同月20日付け南土発第73号、第74号、第75号、第76号、同年5月26日付け南土発第195号、同年6月10日付け南土発第234号、同月13日付け南土発第245号、同年7月14日付け南土発第309号、同年9月13日付け南土発第436号及び同月29日付け南土発第485号の公文書の起案と決裁処理文書の開示を求めており、今まで提出された公文書全ての起案と決裁処理文書の開示を求める。

2 実施機関の主張

(1) 本件処分①について

ア 工法検討については、担当職員が業者に依頼して作成させたデータを個人のパソコン（職員に貸与された市所有のパソコン）に保存しており、個人の検討段階にとどまるメモや資料として存在しているものであるため、組織的に実施機関が保有している文書等には該当しない。

イ これが開示になるものになったとしても検討段階中の資料であることから、条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）及び同条第6号（事務又は事業に関する情報）により不開示となる。

ウ 上司の指示により担当職員が業者に依頼したものであるが、実際に組織的に用いることはなく、担当職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料として保存さ

れていたものである。

(2) 本件処分②について

ア 土木部長、土木部各課、法制課等との打ち合わせ時に使用した資料は、開示した資料3枚であり、相談結果等については口頭により説明を行っている。

イ 市長名で発送した文書は、全て起案と決裁処理を行っており、いずれも適切な処理のもとに行っている。

ウ 本件開示請求の記載内容からは、決定時点において決裁文書等が含まれていると判断できるものではなかった。本件処分②の後、改めて審査請求人が当該決裁文書等を特定したうえで開示請求を行ったため、既に開示を行っている。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、市道〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連する資料等に関する文書等である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分①について

実施機関は、当該工法検討に係る資料は職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料のため、開示請求の対象となる「文書等」に該当しないと主張し、審査請求人はこれを争っていることから、この点について検討する。

開示の対象となる「文書等」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2号）。そして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に係る事案の裁判例（東京高裁平成18年（行コ）第246号同19年2月14日判決等）の趣旨に鑑みれば、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味すると解され、「組織的に用いる」ものといえるかどうかは、当該文書の作

成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

当審議会が見分したところ、当該文書は上司の指示により担当職員が業者に依頼して作成された文書であるものの、当該上司の指示は業者を指定するなどの具体的な内容を伴った指示ではなかったことを確認した。また、当該文書は、当該職員のみが使用することを予定して当該職員のみが使用する業務用パソコンに保存されており、当該職員以外の職員が利用できる状況にはなかった。さらに、後に行われた道路側溝補強工事実施に当たっての起案文書には、当該文書を基に作成された補強詳細図を含む計画平面図は添付されているものの、当該文書の添付はなく、また当該文書が起案とは別に決裁過程で具体的に共有されている事実は確認できなかった。

以上のような工法検討に係る資料の取扱いは、当審議会が見分したところの熊本市の工事関連業務の一般的な事務取扱いに照らし、明らかに不合理とはいえないものである。

以上より、当該文書は、取得、作成及び利用の状況を総合的に考慮すると、実質的に組織としての共用文書の実質を備えた状態ではなく「組織的に用いる」ものであるとはいえない。

したがって、当該工法検討の資料は「文書等」に当たらず、不存在とした判断は妥当である。

(2) 本件処分②について

審査請求人は、市長名で文書を発送する場合には、起案文又は決裁書、発送伺い書等の文書が存在しないのはあり得ないと主張する。

当審議会が見分したところ、少なくとも実施機関が特定した文書の他に対象と考えられる、令和4年9月28日に南区土木センター維持課が起案した文書「9月13日南区土木センター打合せ内容などについて(回答)」を保有していたことを確認した。

この点、実施機関は、本件開示請求の記載内容からは、決定時点において決裁文書等が含まれていると判断できるものではなかったと主張しているが、審査請求人が本件開示請求に記載した内容は「判断した関係全資料(相談、協議、結論の資料等)」であり、この記載内容自体から決裁文書等が開示対象であることは明らかであり、あえて決裁文書等を特定しない合理的な理由は見当たらない。

したがって、令和4年9月28日に南区土木センター維持課が起案した文書「9月13日南区土木センター打合せ内容などについて(回答)」を対象文書として特定しなかった判断は妥当ではない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年（2023年） 6月28日	熊本市長から諮問（令和5年（2023年）6月28日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 4月4日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 4月18日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月9日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月23日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月6日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月20日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月4日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月18日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 8月1日	答申案の審議を行った。